



第6回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 | 2024年3月27日(水曜日)
午前11時

開催場所 | 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
詳細は4頁をご確認ください。

決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案 監査等委員でない取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の内容変更の件

URL | <https://www.appier.com/ja-jp/>

Appier Group株式会社

証券コード：4180

証券コード 4180
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月5日)

株主各位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー40階
Appier Group株式会社
代表取締役CEO 游直翰

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたします。なお、ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、4～11頁のご案内をご確認ください。また、当日ご出席にならない場合、あるいは当日ご出席になる場合も通信障害等に備え、インターネット等又は書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年3月26日(火曜日)午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第6回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.appier.com/ja-jp/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

記

1. 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前11時（ログイン開始時刻 午前10時30分）
※開催日時において、通信障害等の発生によりバーチャルオンリー株主総会にて本総会を開会することが困難な場合は、予備日として2024年3月28日（木曜日）午前11時よりバーチャルオンリー株主総会にて本総会を開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://www.appier.com/ja-jp/>）で、2024年3月27日（水曜日）午後1時までにお知らせします。
2. 開催方法 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
当社指定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、ミーティングID、ログインID、パスワード、お手持方法等の詳細は、4～11頁のご案内をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主様が実際にご来場いただける会場はございません。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
 - 第4号議案 監査等委員でない取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の内容変更の件

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.appier.com/ja-jp/>) にその結果を掲載いたします。
- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年3月28日（木曜日）午前11時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.appier.com/ja-jp/>) でお知らせしますので、4頁以降の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎郵送（書面）又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。なお、郵送（書面）又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が本総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送（書面）又はインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願い致します。手続の詳細に関しましては、4頁以降の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照下さい。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下のとおりご案内申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様


(1) 開催日時：2024年3月27日（水曜日）午前11時※

※ 通信障害等が発生した場合には、予備日として2024年3月28日（木曜日）午前11時より、本総会を開催いたします。

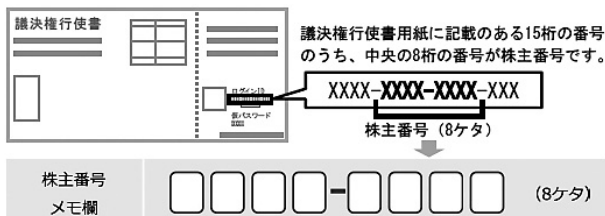
※ いずれも午前10時30分頃からログイン可能となる予定です。

(2) アクセス方法

接続先：

- ①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。
 - ②接続されましたら、ミーティングID（）を入力していただき、表示言語（日本語）を選択し、ログインしてください。
 - ③次に、ログインIDとして議決権行使書に記載されている株主様の「株主番号」、ログインパスワードとして議決権行使書に記載されている株主様の登録ご住所の「郵便番号」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。
- ※ 「株主番号」「郵便番号」ともハイフンなしで入力してください。

議決権行使書サンプルイメージ



※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」及び「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

- ④パソコンからログインされた場合は、画面右側の「参加」または「Join」の表示をクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧ください。
- ⑤スマートフォンからログインされた場合は、画面下の「Zoom」のアイコンをクリックし、「参加」または「Join Audio by Computer」を表示させクリックしてください。株主総会のライブ配信をご覧ください。

※ご利用の機器（ブラウザ）によっては画面遷移が異なる場合がございますのでご了承ください。また、インターネット 익스プローラーはご利用いただけません。

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、バーチャル株主総会ヘルプデスクまでお問い合わせください。

バーチャル株主総会ヘルプデスク 電話番号 0120-245-022

開設期間 2024年3月12日～3月27日（土日祝除く平日）

開設時間 3月12日～26日（株主総会開催前日）は午前9時～午後5時まで
3月27日（株主総会当日）は午前9時～株主総会終了まで

(3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、「質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら入力可能となります。
- ・お一人様2問、1問当たり250文字までとさせていただきます。

(4) 動議の提出方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、「動議」タブより動議の内容をご入力いただき、ご送信ください。

(5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、「議決権行使」タブより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネット等による議決権行使を行った株主様が当日出席された場合
 - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2)アクセス方法」にしたがってログインし、「事前質問」タブより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2024年3月15日（金曜日）午後0時～2024年3月22日（金曜日）午後6時

※ お一人様2問、1問当たり250文字までとさせていただきます。

※ すべての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日ご回答させていただく予定です。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

①書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2024年3月26日（火曜日）午後6時30分到着分まで

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」及び「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

②インターネット等による議決権行使

10頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

委任状の様式は、バーチャルオンリー株主総会に出席するためのウェブサイトの「書類」タブに掲載しています。詳しいログイン方法は上記4頁、「1.バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様（2）アクセス方法」をご参照ください。

<必要書類>

・委任状

※委任する株主様（委任者）の押印（認印）をお願いいたします。

・委任する株主様（委任者）の議決権行使書用紙のコピー

※当該コピーに加えて、もし委任された株主様（受任者）が議決権行使書用紙をお持ちの場合は、そのコピーも併せてご送付ください。

<ご注意>

- ・提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人によるバーチャル出席は認められません。
- ・ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<代理人に関する書類の提出先>

- ・電子メールの場合

appier-ir@appier.com

- ・郵送の場合

〒105-6240 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー40階
Appier Group株式会社 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2024年3月26日（火曜日）午後6時30分 必着

(3) 事前質問の方法

6頁「1. (6) 事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

バーチャル株主総会ヘルプデスク 電話番号 0120-245-022

開設期間 2024年3月12日～3月27日（土日祝除く平日）

開設時間 3月12日～26日（株主総会開催前日）は午前9時～午後5時まで
3月27日（株主総会当日）は午前9時～株主総会終了まで

以 上

注意事項

- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 同じ内容の質問を多数回連続して送信したり、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等を繰り返し送信したりするなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合は、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。
- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、予備日として2024年3月28日（木曜日）午前11時より開催いたします。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げる方針としております。このような株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。
- 視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の様相を撮影することはお控えください。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、バーチャル株主総会ヘルプデスク（0120-245-022）までお問い合わせください。

議決権行使方法についてのご案内

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）にご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面の郵送による
議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）午後6時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



当社指定の、議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

電磁的方法（インターネット等）
による議決権行使期限

2024年3月26日（火曜日）午後6時30分入力分まで

バーチャルオンリー株主総会へのご出席による議決権行使



別紙「Appier Group株式会社 定時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

開催日時

2024年3月27日（水曜日）午前11時
（ログイン開始時刻 午前10時30分）

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

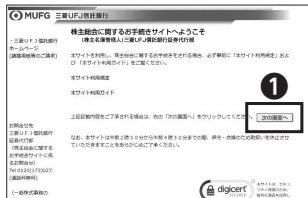
- 郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆さまへ

株主総会における議決権行使方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

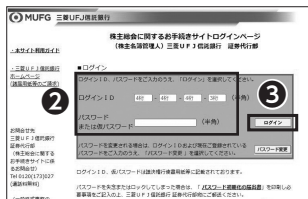
パソコンの場合のアクセス手順



議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

①「次の画面へ」をクリック

↓ ログインする



② お手元の議決権行使書
用紙の右下に記載され
た「ログインID」及び
「仮パスワード」を入力

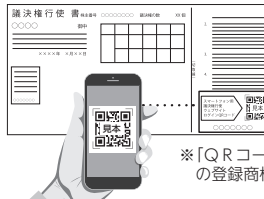
③「ログイン」をクリック

↓ 以降、画面の案内に沿ってお進みください。

■ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (3) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

スマートフォンの場合のアクセス手順



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



② 議決権行使方法を選び、各議案の賛否を選択



インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

本サイトでの議決権行使に関するパソコンまたはスマートフォンの操作方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	所有株式数(株)
1	游 直翰 Chih-Han Yu	代表取締役 CEO	1979年 4月3日	2012年6月 Appier, Inc. Director (現任) 2013年10月 Appier Pte. Ltd. Director 就任 (現任) 2014年7月 Appier Japan 株式会社 取締役就任 (現 代表取締役) 2019年2月 当社代表取締役就任 (現任)	14,254,472 (注) 1
2	李 婉菱 Wan-Ling Lee	取締役COO	1980年 10月14日	2012年12月 Appier, Inc. Director 就任 2013年10月 Appier Pte. Ltd. Director 就任 (現任) 2019年2月 当社取締役就任 (現任)	5,951,548 (注) 2
3	蘇 家永 Chia-Yung Su	取締役CIO	1982年 3月21日	2012年6月 Appier, Inc. Director 2013年10月 Appier Pte. Ltd. Director 就任 (現任) 2019年2月 当社取締役就任 (現任)	3,960,720
4	涂 正廷 Jeng-Ting Tu	取締役	1980年 7月22日	2004年1月 SpringSoft Inc. 2008年11月 HTC Corporation 2016年9月 Appier, Inc. 2019年8月 当社取締役就任 (現任)	97,650

- (注) 1. 同氏及び取締役COO李婉菱が支配するPlaxie Inc.を通じて同氏が実質保有する当社普通株式12,847,852株を加算しています。
2. 同氏及び代表取締役CEO游直翰が支配するPlaxie Inc.を通じて同氏が実質保有する当社普通株式4,291,758株を加算しています。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（2）補償契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役尾下大介及び何經華は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）
1	尾下 大介	1978年6月14日	2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 2004年10月 尾下公認会計士事務所設立 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 2015年7月 Nagashima Ohno & Tsunematsu LLP 2017年9月 株式会社東京証券取引所出向（日本取引所自主規制法人へ再出向） 2019年10月 CrossOver法律事務所設立 代表弁護士（現任） 2020年3月 株式会社OKAN 監査役就任（現任） 2020年9月 当社取締役監査等委員就任（現任） 2020年11月 株式会社REAPRA 監査役就任（現任） 2021年5月 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役就任（現任）	—

候補者 番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）
2	何 經華 Ching-Hua Ho	1956年5月10日	1990年10月 Sybase Inc. Major Account Director, Mid-Atlantic Region 1995年 9月 Oracle Corporation Managing Director Oracle Taiwan 2000年 1月 Broadvision, Inc. JSVP/GM Asia Pacific and Japan 2002年 4月 UFSOFT, Inc. CEO 2006年12月 Kingdee Software Inc. CEO 2008年 9月 JPC, Inc. Director (現任) 2010年 9月 Camelot Inc. COO 2018年 9月 Mayo Human Capital Inc. Director (現任) 2022年 3月 当社取締役監査等委員就任 (現任)	—
3	チュン・ チーコン Choun Chee Kong	1965年10月1日	1990年 8月 OA Networks 1995年 6月 Hewlett-Packard 1999年12月 SurfGold 2008年10月 Edenred 2013年10月 Pavilion Capital Head, Japan Investments (現任) 2016年 9月 Sky Grant Enterprises Director (現任) 2019年 9月 Cycraft Technology Director (現任) 2019年12月 Miniwiz Director (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者です。
3. 尾下大介は、日本及び米国における弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する助言・提言を期待できるものと考えております。また、当社は尾下大介を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。

4. 何經華は、エンタープライズ向け業務ソフトウェアを提供する複数の企業においてCEOとしての豊富な経営経験及び幅広い識見を有しており、エンタープライズ・ソフトウェア市場におけるダイナミズムを俯瞰し、当社の事業戦略及び販売戦略に対する有益な助言を得られるものと期待しております。また同氏のグレーターチャイナ地域事業における豊富な経営経験及び識見並びに他の上場会社での社外取締役としての経験からも、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営に対する監督が期待できることから、当社の企業価値の向上及び中長期的な成長のためには、同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は何經華を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。
5. チュン・チャーコンは、ベンチャーキャピタルであるPavilion CapitalのHead, Japan Investmentsとしての豊富な職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、経営全般及びM&Aについての助言・提言を期待できると考えております。また、チュン・チャーコンは東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、本議案が承認可決された場合は、新たに独立役員として届け出る予定です。
6. 何經華は、台湾の上場企業2社（Mayo Human Capital Inc. 及びJPC, Inc.）の社外取締役を兼任しておりますが、当社は、同氏から当該兼任先における職務負担の程度につき説明を受け、十分に当社社外取締役としての業務を遂行できると判断しております。
7. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに、チュン・チャーコンとの間においても同内容の契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。
8. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（2）補償契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに、チュン・チャーコンとの間においても同内容の契約を締結する予定です。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
10. 尾下大介は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7か月となります。
11. 何經華は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬限度額について、2020年5月29日開催の臨時株主総会において、年額30,000,000円以内と決議いただいております。この度、改めて監査等委員である取締役の報酬枠について見直しを行い、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準も鑑み、優秀な人材を確保することを目的として、報酬限度額を年額50,000,000円以内に改定させていただきたく存じます。

本改定は、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準等を総合的に勘案し、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役5名）となります。

第4号議案 監査等委員でない取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の内容変更の件

(1) 提案の理由及び当該報酬等の内容変更を相当とする理由

当社は、当社の監査等委員でない取締役（監査等委員でない社外取締役を含み、以下本議案において単に「取締役」といいます。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、2021年1月29日開催の臨時株主総会において、当社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画として、別紙1「2021 Appier Group, Inc. Employee Share Option Planの概要」（以下「本プラン」といいます。）の内容につきご承認いただき、今日に至っております。本議案は、取締役として優秀な人材を確保するとともに取締役に對して適切なインセンティブを付与するため、本プランを下表のとおり変更いたしたくご承認をお願いするものでございます。

併せて、本プランに基づき当社の取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社の取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとし、また、現時点では、今後社外取締役を含む取締役に對して本プランに基づき新株予約権を付与する予定はございませんので、各事業年度に係る当社の定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の上限を、本プランに基づく既発行の新株予約権の合計数である231,670個（うち社外取締役分は0個）とし、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限を、当該既発行分の新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の合計数である231,670株（うち社外取締役分は0株）といたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案による変更後の当社の取締役に對するストック・オプションに関する報酬等の内容は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるため必要かつ相当な内容となっていると判断しております。また、現在の取締役は5名（うち社外取締役は1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役は0名）となります。なお、本議案につきましては、監査等委員会から、相当であるとの意見を受けております。

(2) 本プランの内容変更の概要

(変更箇所は下線部分)

変更前	変更後
<p>6. Terms and Conditions for Exercise of the Options and Cash Awards</p> <p>6.3 Vesting Schedule and Validity Period:</p> <p>(c) Each portion of an Award shall be exercised within two years following the date that the portion of the Award has vested (an "Exercise Period"), after which such portion of the Award shall expire and become null and void and may not be exercised. Notwithstanding the foregoing, the Company may extend an Exercise Period of Optionee <u>who is not a director or statutory auditor (kansayaku) of either the Company or any of its domestic or foreign subsidiaries</u> for another two years in its sole discretion when both CEO and COO approve.</p>	<p>6. Terms and Conditions for Exercise of the Options and Cash Awards</p> <p>6.3 Vesting Schedule and Validity Period:</p> <p>(c) Each portion of an Award shall be exercised within two years following the date that the portion of the Award has vested (an "Exercise Period"), after which such portion of the Award shall expire and become null and void and may not be exercised. Notwithstanding the foregoing, the Company may extend an Exercise Period of Optionee for another two years in its sole discretion when both CEO and COO approve.</p>

(参考：和訳)

変更前	変更後
<p>6. オプション及び現金報酬の行使条件 6.3 権利確定スケジュールと有効期間：</p> <p>(c) 各報酬は権利確定日の翌日から2年以内（以下、「権利行使期間」という。）に行使されるものとし、その後は失効して無効となり、行使することができない。</p> <p>上記にかかわらず、当社は、<u>当社又は当社の国内外子会社の取締役又は監査役でない被付与者について、CEO及びCOOの双方が承認した場合、独自の判断により、権利行使期間をさらに2年間延長することができる。</u></p>	<p>6. オプション及び現金報酬の行使条件 6.3権利確定スケジュールと有効期間：</p> <p>(c) 各報酬は権利確定日の翌日から2年以内（以下、「権利行使期間」という。）に行使されるものとし、その後は失効して無効となり、行使することができない。</p> <p>上記にかかわらず、当社はCEO及びCOOの双方が承認した場合、独自の判断により、権利行使期間をさらに2年間延長することができる。</p>

2021 Appier Group, Inc. Employee Share Option Planの概要

2021年1月29日開催の臨時株主総会において決議された「2021 Appier Group, Inc. Employee Share Option Plan」の概要は以下のとおりです。

対象者	当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員及びコンサルタント
新株予約権の目的となる株式数の上限	<p>当社普通株式2,327,840株</p> <p>ただし、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合等の比率</p> <p>上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。</p>
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	取締役会で決定

<p>新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）（ただし、本議案による変更後の内容）</p>	<p>権利確定日の翌日から2年間。ただし、当社CEO及びCOOの双方が承認した場合、独自の判断により、権利行使期間をさらに2年間延長することができる。</p> <p>なお、権利確定日は、会社及び新株予約権者との間の個別の契約又は取締役会の決定により別段の権利確定日が定められた場合を除き、以下のとおりである。</p> <p>(1) 株主総会による承認又は定款の定めを踏まえて、取締役会が決定した日（以下「権利確定開始日」という。）から1年経過した日に、6分の1の権利が確定する。</p> <p>(2) その後、6か月ごと（以下「権利確定期間」という。）に、さらに6分の1ずつ権利が確定する。</p>
<p>権利確定条件</p>	<p>取締役会で決定</p>
<p>新株予約権の行使条件</p>	<p>(1) 新株予約権者が雇用契約又はコンサルティング契約に違反した場合又は職務遂行基準を満たさなかった場合、取締役会の裁量により、権利未確定の新株予約権及び未行使の新株予約権につき、そのすべてを行使することができない旨定めることができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が退職した場合、試用期間に入った場合、又は職務遂行基準を満たさなかったことにより当社の業績向上プランに組み込まれた場合（以下総称して「退職」という。）、当該退職期間中は権利確定しない。ただし、取締役会が別段の決定をした場合を除く。</p> <p>(3) 権利確定期間中に退職した場合、当該権利確定期間に係る新株予約権の権利確定は一時中断し、当該権利確定期間及びその後の全ての権利確定期間は6ヶ月又は退職期間のいずれか長い方の期間延長される。ただし、取締役会が別段の決定をした場合を除く。</p>
<p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p>	<p>遺言又は相続に関する法の規定による場合を除き、新株予約権者は、支給された新株予約権を売却、譲渡、担保設定、抵当権設定、又は第三者に有利となる権利の設定をすることはできない。</p>

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

「ソフトウェアをよりスマートに、AIでROIを向上させる」が当社グループのミッションです。

当連結会計年度の売上収益は26,418百万円（前連結会計年度比36.0%増）となりました。これは、ROIを重視する既存顧客の利用量が増加したことによる売上収益の拡大、地域及び顧客業種の拡大による新規顧客からの売上収益の拡大によるものであります。また、2023年12月におけるARR（注1）は28,641百万円となり、2022年12月の21,095百万円からの成長率は35.8%となりました。

当連結会計年度の売上総利益は13,708百万円（前連結会計年度比37.1%増）となり、売上総利益率は51.9%（前連結会計年度は51.5%）となりました。売上総利益率の改善は、継続的な技術革新への取り組みによるものであります。

事業規模の拡大に伴い、営業費用（販売及びマーケティング費用、研究開発費、一般管理費）の金額は増加していますが、売上収益に対する比率は低下しており、コスト構造は改善しております。その結果、EBITDA（注3）は2,834百万円（前連結会計年度は1,363百万円）、営業利益は801百万円（前連結会計年度は50百万円）となりました。また、税引前当期利益は1,063百万円（前連結会計年度は111百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,002百万円（前連結会計年度は21百万円）となりました。

- (注) 1. Annual Recurring Revenueの略。年間経常収益。利用量ベースの価格体系で提供するソリューションについては、関連する期間における1か月平均のリカーリング売上収益(注2)を12倍し、サブスクリプション方式で提供するソリューションについては、関連する期間の最終月のリカーリング売上収益を12倍することで年換算して得られた金額です。2023年12月のARRは、利用量ベースの価格体系で提供するソリューションについては2023年7月から2023年12月のリカーリング売上収益の1か月平均を12倍し、サブスクリプション方式で提供するソリューションについては2023年12月のリカーリング売上収益を12倍して算出しております。
2. リカーリング顧客(利用量ベースの価格体系で提供するソリューションについては、①当社グループのソリューションを4四半期以上連続で使用している顧客企業及び②直近1年以内の新規顧客企業で当社グループのソリューションを3か月以上連続で使用している顧客企業を、サブスクリプション方式で提供するソリューションについては、当社グループと1年以上の契約を締結している顧客企業をいいます。)からの売上収益
3. EBITDA=営業利益+減価償却費及び無形資産償却費+営業費用に含まれる税金費用

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は120百万円であり、内容は主にオフィス関連の有形固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に資金調達は行っており、設備投資等はすべて自己資金で賄っております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受け

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	主要な事業内容
Appier Pte. Ltd.	シンガポール	379,230千 シンガポールドル	100.0	グループ会社の 統括本社機能
Appier, Inc.	台湾台北市	44,386千 台湾ドル	100.0 (100.0)	AIaaS事業
Appier Japan株式会社	東京都港区	34,395千円	100.0 (100.0)	AIaaS事業

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	Appier Pte. Ltd.
特定完全子会社の住所	8 WILKIE ROAD #03-01 WILKIE EDGE SINGAPORE
帳簿価額の合計額	29,593,668千円
当社の総資産額	30,798,702千円

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

	第3期 2020年12月期	第4期 2021年12月期	第5期 2022年12月期	第6期 2023年12月期 (当連結会計年度)
売上収益	8,970,097	12,660,811	19,426,604	26,418,004
税引前当期利益(△損失)	△1,557,319	△1,170,072	110,977	1,062,505
親会社の所有者に帰属する 当期利益(△損失)	△1,453,637	△1,178,518	21,322	1,001,732
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	△16.02円	△11.97円	0.21円	9.85円
総資産額	12,393,748	31,205,573	35,938,621	37,852,315
親会社の所有者に帰属する持分	7,668,168	22,835,688	26,201,335	29,090,898
1株当たり親会社所有者 帰属持分	84.49円	225.73円	258.11円	285.53円

(注) 2021年1月29日付で、当社の唯一の株主であったAppier Holdings, Inc.に対し普通株式90,761,489株の株式無償割当を行いました。これに伴い、第3期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり損失を算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 研究開発体制の強化

当社グループの事業領域であるAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び研究開発への投資、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であると認識しております。優秀な人材を確保し積極的に採用するとともに、研究開発への投資を継続的に実施し、より強固な開発体制の構築に努めて参ります。

② 営業体制の強化

当社グループのサービスはエンタープライズ向けであり、その販売には顧客企業の経営課題の適切な理解とそれに基づき適切にAIプラットフォームを活用したソリューションの提案が必要となります。また、見込み顧客の獲得や、契約獲得後のオンボーディング、既存顧客向けの高品質なカスタマーサクセスの提供も重要であります。このような認識に基づき、当社グループでは優秀なマーケティング・営業・カスタマーサクセス人材の採用と、適切なトレーニングの提供による生産性の向上に努めて参ります。

また、当社グループの最大の売上収益を占めるソリューションはCrossXですが、引き続き、他のソリューションの販売も強化し、ソリューション別でバランスの取れた売上収益構成を目指して参ります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存の拠点に加えて、アジア全域及び欧米への更なる展開を企図しております。そのため、多数国における事業展開に見合った経営管理体制の構築・強化を図るとともに、財務報告の適切性確保、リスク管理及び内部統制の強化等が重要な課題であると考えております。このため、子会社管理を統一的に実施するべく、人材の採用を含むバックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んで参ります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、顧客企業へのサービス提供の遂行過程において、顧客企業の機密情報や顧客企業のユーザーに関する情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を徹底することが信頼確保の観点から重要であると考えております。現在、社内にて個人情報やデータの保護に関する各種の方針を設定し、当社グループ内に周知し情報管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施等を継続して行って参ります。

⑤ 財務基盤の強化

当社グループは、製品・サービスの開発、顧客企業基盤の拡大、事業領域や市場の拡大を重視しているため、今後も積極的に投資を行っていく方針です。直接金融、間接金融を活用し、資本市場とのコミュニケーションを深め、事業展開に見合った財務基盤の強化を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

最先端の機械学習を活用した AI 技術によって、マーケティングとセールスの領域において、企業の持つデータが真の価値を発揮することを可能にする AI プラットフォームの提供

(6) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

名称	所在地
Appier Japan株式会社	東京都港区
Appier Pte. Ltd.	シンガポール
Appier, Inc.	台湾台北市

(7) 企業集団の使用人の状況（2023年12月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
706名	45名増

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	300,000 千円
株式会社みずほ銀行	300,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年12月31日現在）

(1) 発行可能株式の総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 101,882,216株

(3) 当期末株主数 16,090名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
PLAXIE INC	17,139,610	16.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,277,300	11.07
SEQUOIA CAPITAL INDIA INVESTMENTS IV (注1)	9,975,370	9.79
UBS AG SINGAPORE	5,218,250	5.12
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	4,605,152	4.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,057,100	3.98
CHIA-YUNG SU	3,960,720	3.89
HIPPO TECHNOLOGY INVESTMENT COMPANY LIMITED	2,388,210	2.34
GSESL APPIER CLIENT ASSET ACCOUNT	2,357,776	2.31
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006	1,711,140	1.68

(注) 1. 2023年11月1日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、「Sequoia Capital India Investments IV (セコイア・キャピタル・インディア・インベストメンツ・フォー)」の商号が、「ピーク・フィフティーン・パートナーズ・インベストメンツ・フォー (Peak XV Partners Investments IV)」に変更されたことを確認しております。

2. 持株比率は自己株式257株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2023年12月31日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数(個)	231,670
保有者数(名) 当社取締役	1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 231,670株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年2月1日から2031年1月31日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権者が以下の理由で従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント(以下、総称して「役務提供者」という。)でなくなった場合、本新株予約権は以下の条件に従うものとする。

- (a) 本新株予約権者が辞職又は辞任した場合、役務提供者としての最終日までに行使可能となった新株予約権はすべて失効するものとする。本新株予約権者は、行使可能となっていない本新株予約権を役務提供者としての最終日付で放棄したものとみなす。
- (b) 本新株予約権者が退職した場合(但し本条(a)の場合を除く)、行使可能となった新株予約権は役務提供者が退職した日から30日以内に行使することができるものとし、30日経過後に失効するものとする。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合((d)に規定するものを除く。)、本新株予約権者の相続人は、当該本新株予約権者が死亡した日の翌日から90日以内に本新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に、労働災害に基づく身体障害又は死亡により役務の提供を継続できない場合、本新株予約権者又はその相続人は、当該事由により役務提供者が退職した日又は死亡した日の翌日から90日以内にすべての新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (e) 本新株予約権者が解雇された場合、行使可能となった新株予約権は役務提供者が解雇通知を受領した日又は解雇された日のいずれか早い日から30日以内に行使できるものとし、当該日から30日経過後に失効するものとする。行使可能となっていない本新株予約権は当該日付で失効するものとする。

(2) 当事業年度中に当社子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第5回新株予約権
発行決議の日	2023年6月21日
新株予約権の数(個)	169,940
交付者数(名) 当社子会社従業員	6
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 169,940株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2023年7月6日から2033年7月5日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権者が以下の理由で従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント(以下、総称して「役務提供者」という。)でなくなった場合、本新株予約権は以下の条件に従うものとする。

- (a) 本新株予約権者が辞職又は辞任した場合、役務提供者としての最終日までに行使可能となった新株予約権はすべて失効するものとする。本新株予約権者は、行使可能となっていない本新株予約権を役務提供者としての最終日付で放棄したものとみなす。
- (b) 本新株予約権者が退職した場合(但し本条(a)の場合を除く)、行使可能となった新株予約権は役務提供者が退職した日から30日以内に行使することができるものとし、30日経過後に失効するものとする。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合((d)に規定するものを除く。)、本新株予約権者の相続人は、当該本新株予約権者が死亡した日の翌日から90日以内に本新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に、労働災害に基づく身体障害又は死亡により役務の提供を継続できない場合、本新株予約権者又はその相続人は、当該事由により役務提供者が退職した日又は死亡した日の翌日から90日以内にすべての新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (e) 本新株予約権者が解雇された場合、行使可能となった新株予約権は役務提供者が解雇通知を受領した日又は解雇された日のいずれか早い日から30日以内に行使できるものとし、当該日から30日経過後に失効するものとする。行使可能となっていない本新株予約権は当該日付で失効するものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度終了後に当社子会社の使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要は以下の通りです。

名称	第6回新株予約権
発行決議の日	2023年12月22日
新株予約権の数(個)	83,047
交付者数(名) 当社子会社従業員	13
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 83,047株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2024年1月10日から2034年1月9日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注)

(注) 本新株予約権者が以下の理由で従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント(以下、総称して「役務提供者」という。) でなくなった場合、本新株予約権は以下の条件に従うものとする。

- (a) 本新株予約権者が辞職又は辞任した場合、役務提供者としての最終日までに行使可能となった新株予約権はすべて失効するものとする。本新株予約権者は、行使可能となっていない本新株予約権を役務提供者としての最終日付で放棄したものとみなす。
- (b) 本新株予約権者が退職した場合(但し本条(a)の場合を除く)、行使可能となった新株予約権は役務提供者が退職した日から30日以内に行使することができるものとし、30日経過後に失効するものとする。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合((d)に規定するものを除く。)、本新株予約権者の相続人は、当該本新株予約権者が死亡した日の翌日から90日以内に本新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に、労働災害に基づく身体障害又は死亡により役務の提供を継続できない場合、本新株予約権者又はその相続人は、当該事由により役務提供者が退職した日又は死亡した日の翌日から90日以内にすべての新株予約権を行使することができるものとし、90日経過後に失効するものとする。
- (e) 本新株予約権者が解雇された場合、行使可能となった新株予約権は役務提供者が解雇通知を受領した日又は解雇された日のいずれか早い日から30日以内に行使できるものとし、当該日から30日経過後に失効するものとする。行使可能となっていない本新株予約権は当該日付で失効するものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

氏名	当社における地位及び 担当	重要な兼職の状況
游 直翰 Chih-Han Yu	代表取締役CEO	Appier, Inc. Director Appier Pte. Ltd. Director Appier Japan株式会社 代表取締役
李 婉菱 Wan-Ling Lee	取締役COO	Appier Pte. Ltd. Director
蘇 家永 Chia-Yung Su	取締役CTO	Appier Pte. Ltd. Director
涂 正廷 Jeng-Ting Tu	取締役	—
アビーク・アナンド Abheek Anand	取締役	Peak XV Partners Pte. Ltd. Managing Director Cue Learn Private Limited. Director My Cash Fintech Pte. Ltd. Director Hmlet Pte. Ltd. Director Grofers International Pte. Ltd. Director Beam Mobility Holdings Pte. Ltd. Director GudangAda Investment Pte. Ltd. Director Incomlend Pte. Ltd. Director Tulp Street Pte. Ltd. Director PPLingo Holdings Limited. Director Appier Pte. Ltd. Director Incomlend Holdings Pte. Ltd. Director Clare.ai Limited. Director Aisa Wealth Platform Pte. Ltd. Director Milko Grocery Holdings Pty Ltd Director
簡 立峰 Lee-Feng Chien	取締役 監査等委員	iKala Interactive Media Inc. Director Airoha Technology Corp. Independent Director KKday Holdings株式会社 Independent Director TWLeap Venture Partner Uni-President Group Independent Director Institute of Information Industry Director

氏名	当社における地位及び 担当	重要な兼職の状況
本村 天	取締役 監査等委員	TGVest Capital Managing Director TGVest Capital株式会社 代表取締役
尾下 大介	取締役 監査等委員	CrossOver法律事務所 代表弁護士 株式会社OKAN 監査役 株式会社REAPRA 監査役 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役
何 経華 Ching-Hua Ho	取締役 監査等委員	JPC, Inc. Director Mayo Human Capital Inc. Director

- (注) 1. 取締役 アビーウ・アナンドは、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員 簡立峰、本村天、尾下大介及び何経華は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 当社は、取締役監査等委員 簡立峰、取締役監査等委員 尾下大介及び取締役監査等委員 何経華を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）である尾下大介は、日本及び米国における弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験により、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、内部監査人、Legal Department及びFinance Departmentと連携して内部統制に係る体制の整備と運用の効率化を図ることで、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役（監査等委員である者を除く）游直翰、李婉菱、蘇家永、涂正廷及びアビーク・アナンド並びに監査等委員である取締役簡立峰、本村天、尾下大介及び何經華との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用（(2)において以下「争訟費用」という。）及び同項第2号の損失（(2)において以下「損害金等」という。）を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令で定める場合に加え、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・職務の執行と関係なく発生した争訟費用および損害金等
- ・未発生の争訟費用
- ・未発生 of 損害金等（金額がすでに確定している部分を除く。）
- ・損害金等のうち、会社が被った損害金等
- ・被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社の承諾なく和解を行った場合の和解金（当社が合理的であると判断した場合を除く。）
- ・保釈金、過料、課徴金又は罰金
- ・会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払その他の理由により、被補償者が別途補償を受けた場合には、争訟費用および損害金等のうち当該補償に係る部分
- ・当社が争訟費用および損害金等を賠償するとすれば、当社が法令等に違反することになる場合または当社の役員が善管注意義務違反となる場合の争訟費用および損害金等

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。

- ・被補償者が自己もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた争訟費用の全部
- ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る費用を請求することによって生ずることのある損害を保険者が補填することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた争訟費用および損害金等のうち当該補填を受けた部分

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であります。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便益を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は2023年11月に取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しており、取締役の報酬を決定するに当たっての全般的な方針、取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針案、取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、決定の上、取締役会に対して答申を行っております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬を基本とし、適切なインセンティブの付与等の観点から必要があると認める場合には、業績連動報酬及び株式報酬を適切なタイミング及び適切な金額で付与することがあるものとする。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑みて基本報酬のみとする。

基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、各取締役が担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、及び業績等の諸般の事情を勘案して決定し、適切な時期に支払うものとする。

業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員でない取締役に対し、適切な額の金銭を、適切な時期に支給する場合があるものとする。

株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員でない取締役に対し、適切な個数の株式、又はストック・オプション等の株式報酬を、適切な時期に付与する場合があるものとする。

基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の種類別の報酬の割合については、各取締役が担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、及び業績等の諸般の事情を踏まえて適切なバランスとなるように決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、全て代表取締役CEO游直翰が決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	株式 報酬等	
取締役 (監査等委員である者を除く)	—	—	—	—	—
(うち社外取締役)	—	—	—	—	—
監査等委員である取締役	25	25	—	—	3
(うち社外取締役)	25	25	—	—	3
合計	25	25	—	—	3
(うち社外取締役)	25	25	—	—	3

- (注) 1. 2020年5月29日開催の株主総会において取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額70,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である者を除く) の員数は4名です。
2. 2020年5月29日開催の株主総会において取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員以外の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	アビーク・アナンド Abheek Anand	Peak XV Partners Pte. Ltd. Managing Director Cue Learn Private Limited. Director My Cash Fintech Pte. Ltd. Director Hmlet Pte. Ltd. Director Grofers International Pte. Ltd. Director Beam Mobility Holdings Pte. Ltd. Director GudangAda Investment Pte. Ltd. Director Incomlend Pte. Ltd. Director Tulp Street Pte. Ltd. Director PPLingo Holdings Limited. Director Appier Pte. Ltd. Director Incomlend Holdings Pte. Ltd. Director Clare.ai Limited. Director Aisa Wealth Platform Pte. Ltd. Director Milko Grocery Holdings Pty Ltd Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	簡 立峰 Lee-Feng Chien	iKala Interactive Media Inc. Director Airoha Technology Corp. Independent Director KKday Holdings 株式会社 Independent Director TWLeap Venture Partner Uni-President Group Independent Director Institute of Information Industry Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 監査等委員	本村 天	TGVest Capital Managing Director TGVest Capital 株式会社 代表取締役	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	尾下 大介	CrossOver法律事務所 代表弁護士 株式会社OKAN 監査役 株式会社REAPRA 監査役 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。
取締役 監査等委員	何 經華 Ching-Hua Ho	JPC, Inc. Director Mayo Human Capital Inc. Director	重要な兼職先と当社との間で、重要な取引等はありません。

(注) いずれの兼職先も、当社と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況等
取締役	アビーク・ アナンド Abheek Anand	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>取締役会において、ベンチャーキャピタルのManaging Directorとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。</p> <p>また、2023年3月29日に開催された第5回定時株主総会終結までの期間は監査等委員として活動しておりました。当事業年度の任期期間中に開催された監査等委員会4回のうち2回に出席いたしました。監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行いました。</p>
取締役 監査等委員	簡 立峰 Lee-Feng Chien	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、コンピューターサイエンス関連分野の豊富な見識及びGoogle LLCの台湾オフィスにおけるマネジメント経験・知見に基づき、意思決定の適正性・法令適合性・妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても内部統制、内部監査、IT監査等につき適宜必要な発言を行い、監査意見の集約等に努めております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 監査等委員	本村 天	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、ベンチャーキャピタルのManaging Directorとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員	尾下 大介	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、弁護士及び公認会計士としての職務経験・知見に基づき、経営全般及びコーポレート・ガバナンスについての発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員	何 經華 Ching-Hua Ho	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会において、エンタープライズ向け業務ソフトウェアを提供する複数の企業におけるCEOとしての職務経験・知見に基づき、経営全般についての発言を行っております。</p> <p>監査等委員会においても、上記の経験・知見から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,100千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積額の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をすることとしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、専門性、独立性、組織体制及び監査実績から総合的に判断し、会計監査人を選定しております。監査等委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号の定める項目に該当し、かつ適当と認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後、最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社子会社のAppier, Inc.は、資誠聯合會計師事務所 (PwC Taiwan) の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「Regulations of Board of Directors (取締役会規程)」を始めとする社内規程類を制定し、社内ポータルに公開することで周知徹底を図っております。
 - (b) 代表取締役CEO 直轄の独立組織である内部監査人による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については随時改善を図っております。
 - (c) Legal Department をコンプライアンスの統括部署として、新入社員に対しては入社時研修の中で、既存の社員に対しては年1回コンプライアンス研修を開催しております。外部機関が提供する研修等も活用し、役社員のコンプライアンスに対する理解及び意識を醸成して参ります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報を「Regulations for Handling of Documents (文書管理規程)」に基づき、機密度に応じて分類の上、保存・管理しております。
 - (b) 取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び各Department Lead (部門長) は、会社の事業目的を公正かつ効率的に達成するため、以下の取り組みを行っております。

 - (a) 当社の事業に深刻かつ長期的な影響を及ぼしうる事象に対応するため、事業の妨げになるリスクを最小化するための対策を講じること
 - (b) 金融商品取引法に基づく内部統制報告システムに従い、財務報告への信頼性をより一層高めるため、当社グループの全社的な内部統制や重要な事業プロセスの文書化、評価及び改善に取り組むこと
 - (c) 効果的かつ効率的な事業プロセス構築や資産の適切な取得並びに処分手続等、当社の事業プロセスの質を向上するために必要なシステムを維持及び強化すること

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役で構成する定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び「Regulations of Board of Directors (取締役会規程)」に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行っております。
 - (b) 「取締役会規程」をはじめとした社内規程類を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築しております。
 - (c) 常勤取締役及びOfficer並びにオブザーバーとしての監査等委員会の議長及びInternal Auditorで構成される「Executive Meeting (経営会議)」を設け、「Regulation of Executive Meeting (経営会議規程)」に従い取締役会決議事項その他の重要事項について検討しております。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「Regulations for Segregation of Duties (業務分掌規程)」及び「Regulations for Roles, Responsibilities, and Authorities (職務権限規程)」に基づき職務執行の分担及び権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 内部監査人は、当社及び関係会社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点や修正点と共に代表取締役CEO及び監査等委員に報告されております。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査人を監査等委員会の事務局と定め、当該事務局に対する指揮命令権限は監査等委員に専属させております。当該業務に関しては他のいかなる役職員の指揮命令系統にも従わないものとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとします。

(b) 「Policy and Procedures for Whistle-blowing System (内部通報制度運営方針)」を制定し、その定めに基づく運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとします。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行う他、代表取締役CEO、内部監査人とも随時情報交換を行っております。

監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じるものとします。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備・運用し、モニタリング体制を通して内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備しております。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、「Regulations for Compliance (コンプライアンス規程)」を定めており、その中で反社会的勢力との関係及び取引を行うことを禁じております。また、当社グループにおける方針・基準として、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces (反社会的勢力対応規程)」を定めております。これらを受け、入社タイミングに加えて年1回実施しているコンプライアンス研修等の機会を活用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces (反社会的勢力対応規程)」及び「Anti-social Forces Elimination Procedures (反社会的勢力排除運営方針)」を制定し、所管部署はLegal Departmentとして運用を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- ① 取締役会は、取締役9名で構成され、監査等委員（全員が社外取締役）も毎回出席しております。当事業年度（2023年1月～2023年12月）において取締役会は14回開催され、「Regulations of Board of Directors（取締役会規程）」に基づき、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- ② コンプライアンス研修については、年1回定期的に実施しており、「Regulations for Compliance（コンプライアンス規程）」等の周知、徹底を実施しております。
- ③ 内部監査人は、当社も含めたグループ各社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点と共に代表取締役CEO及び監査等委員に報告されております。また、監査等委員は、監査法人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ④ 反社会的勢力を排除するため、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces（反社会的勢力対応規程）」及び「Anti-social Forces Elimination Procedures（反社会的勢力排除運営方針）」に基づき、Legal Departmentを所管部署として運用を行っております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績、財政状態及びコア・フリー・キャッシュ・フロー（注）を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

当社は設立以来配当を実施しておらず、内部留保資金については、財務体質の強化と営業・研究開発人員の増員等の事業成長のための投資に活用してまいりました。今後も将来の成長に向けた投資を継続しながら、将来においても、事業展開に備えた資金を賄うに十分な利益及びコア・フリー・キャッシュ・フローを計上することが可能であると考えられる場合には、M&Aを含めた資金需要及び内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

（注）コア・フリー・キャッシュ・フロー = 営業活動によるキャッシュ・フロー + 無形資産の取得による支出

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債)	
流動資産	24,929,010	流動負債	6,547,137
現金及び現金同等物	6,134,126	借入金	600,000
定期預金	8,003,738	契約負債	173,856
営業債権	3,726,452	営業債務	2,435,803
契約資産	1,629,018	その他の債務	2,546,198
その他の債権	330,808	未払法人所得税	45,421
その他の流動資産	164,488	リース負債	655,077
その他の金融資産	4,940,380	その他の流動負債	90,782
非流動資産	12,923,305	非流動負債	2,214,280
有形固定資産	228,294	引当金	68,411
使用権資産	2,685,984	繰延税金負債	53,823
のれん及び無形資産	9,346,640	リース負債	2,092,046
繰延税金資産	190,450	負債合計	8,761,417
その他の金融資産	471,937	(資本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	29,090,898
		資本金	7,554,524
		資本剰余金	23,880,042
		自己株式	△355
		利益剰余金	△8,471,245
		その他の資本の構成要素	6,127,932
		資本合計	29,090,898
資産合計	37,852,315	負債及び資本合計	37,852,315

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。以下同様)

連結損益計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上収益	26,418,004
売上原価	△12,710,337
売上総利益	13,707,667
販売及びマーケティング費用	△8,262,762
研究開発費	△3,140,984
一般管理費	△1,828,504
その他の収益	334,165
その他の費用	△8,942
営業利益	800,640
金融収益	546,529
金融費用	△284,664
税引前当期利益	1,062,505
法人所得税費用	△60,773
当期利益	1,001,732
当期利益の帰属 親会社の所有者	1,001,732

連結持分変動計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2023年1月1日残高	7,535,199	23,712,343	△246	△9,472,977
当期利益	—	—	—	1,001,732
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	—	1,001,732
株式報酬取引	—	148,374	—	—
新株予約権の行使	19,325	19,325	—	—
自己株式の取得	—	—	△109	—
所有者との取引額等合計	19,325	167,699	△109	—
2023年12月31日残高	7,554,524	23,880,042	△355	△8,471,245

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	その他の資本の構成要素			資本合計
	在外営業活動体の 換算差額	その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	合計	
2023年1月1日残高	4,442,874	△15,858	4,427,016	26,201,335
当期利益	—	—	—	1,001,732
その他の包括利益	1,709,121	△8,205	1,700,916	1,700,916
当期包括利益合計	1,709,121	△8,205	1,700,916	2,702,648
株式報酬取引	—	—	—	148,374
新株予約権の行使	—	—	—	38,650
自己株式の取得	—	—	—	△109
所有者との取引額等合計	—	—	—	186,915
2023年12月31日残高	6,151,995	△24,063	6,127,932	29,090,898

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称

Appier Pte. Ltd.

Appier, Inc.

Appier Japan株式会社

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

a. 分類

当社グループは、金融資産を以下のカテゴリーに分類しております。

- ・純損益を通じて公正価値で測定される金融資産
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
- ・償却原価で測定する金融資産

この分類は、金融資産を管理するための当社グループのビジネスモデル及びキャッシュ・フローの契約条件により行われております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事

業モデルの中で保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される金融資産については、利得及び損失は、純損益またはその他の包括利益に計上されます。売買目的ではない資本性金融商品に対する投資については、当社グループが当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で会計処理する方針を選択したかにより決定されます。

当社グループは、負債性金融商品に対する管理方針が変更された場合にのみ、負債性金融商品の再分類を行います。

b. 当初認識及び認識の中止

通常の方法による金融資産の購入及び売却は、当社グループが契約の当事者となった取引日に認識しております。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は金融資産を譲渡し、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

c. 事後測定

負債性金融商品

負債性金融商品の事後測定は、当社グループの資産運用に関するビジネス・モデル及び当該資産のキャッシュ・フローの特性に基づき行われます。当社グループは負債性金融商品を償却原価で測定する金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有され、そのキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみである資産は、償却原価で測定しております。これらの金融資産から生じる受取利息は実効金利法を用いて金融収益に計上されております。認識の中止により発生した利得または損失は損益に直接認識され、その他の収益またはその他の費用として表示されます。減損損失は損益計算書上、独立した項目として表示されます。

トレーディング目的の債券、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の定義を満たさない債券は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。公正価値の変動および受取利息は、発生した期の損益として認識され、「その他の収益」として表示されます。

資本性金融商品

当社グループは、すべての資本性金融商品を公正価値で測定しております。当社グループの経営陣が資本性金融商品の公正価値測定から生じる損益をその他の包括利益として表示することを選択した場合、投資の認識中止後に公正価値測定から生じる損益を純損益に再分類することはありません。当該資本性金融商品から生じた配当金は、当社グループが支払いを受ける権利が確定した時点で純損益に計上されます。

d. 減損

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の減損損失及び減損損失の戻しは、その他の公正価値の変動と分けて計上されません。

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を計上しております。損失評価引当金の認識にあたっては、報告期間の末日ごとに償却原価で測定する金融資産又は金融資産グループに当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを検討し予想信用損失を認識しております。期末時点で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）を認識しております。

一方、期末時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）を認識しております。

営業債権及び契約資産について、当社グループはその当初認識時から全期間の予想信用損失に等しい金額で認識する、IFRS第9号「金融商品」が認める単純化したアプローチを適用しております。

② 金融負債

a. 当初認識及び分類

当社グループは、金融負債について、その当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債又は償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後、公正価値の変動額を純損益として認識しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、条件付取得対価が該当します。

c. 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社グループがそれらの残高を相殺する法的に強制可能な権利を有し、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(2) 有形固定資産及びのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。交換部品等その他のすべての修繕は、発生した連結会計年度中に純損益に計上しております。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。土地は減価償却をしておりません。

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。資産の耐用年数及び残存価額に対する予想が以前の見積りと異なる、又は資産に含まれる将来の経済的便益の消費のパターンが著しく変化した場合、その変動はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下、「IAS第8号」という。）の下での見積りの変更として会計処理することとなります。

有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 2～10年
- ・その他の有形固定資産（注） 2～18年

（注）その他の有形固定資産には、建物附属設備及びその他の資産が含まれます。

② のれん及び無形資産

のれん

のれんは、取得法により会計処理される企業結合において発生します。

その他の無形資産

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用のみとなります。

無形資産の償却については、無形資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。

償却方法及び耐用年数は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。無形資産の耐用年数に対する予想が以前の見積りと異なる、又は無形資産に含まれる将来の経済的便益の消費のパターンが著しく変化した場合、その変動はIAS第8号の下での見積りの変更として会計処理することとなります。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア開発資産 5年
- ・その他の無形資産（注） 5～10年

（注）その他の無形資産には、顧客関連資産、技術資産、コンピューターソフトウェアが含まれます。

研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみIAS第38号「無形資産」の資産の認識基準に従って資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(3) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日ごと及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

過去に認識した資産の減損損失については、四半期ごとに減損損失の戻し入れを示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合には、減損損失を戻し入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。なお、のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

(4) リース

当社グループは、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該取引をリースと判断しております。リースは、使用権資産が当社グループによって使用可能となった日に、使用権資産及び対応するリース負債として認識されております。短期リースについては、リース料はリース期間にわたり定額法で費用として認識されております。

リース負債は、リース期間開始日現在の残存リース料の正味現在価値をリース計算利率を用いて、又は当該利率が容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利率を用いて割り引いて算定しております。

リース料は以下のもので構成されております。

- a. 固定リース料から、未収リース料を控除した金額
- b. 経済指数又は金利に応じて変動するリース料
- c. 残価保証に基づき借手が支払う予定の金額
- d. 購入オプションの行使が確実と判断された場合の当該オプションの行使価格
- e. 借手がリース期間中に購入オプションを行使しない場合のリース終了に伴う違約金の支払額

当社グループでは、リース料の支払は負債の返済分と金融費用に配分しています。金融費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しています。リース契約の変更に起因しないリース期間又はリース料の変動があった場合、リース負債は再測定され、再測定額は使用権資産の調整として認識されております。

開始日現在、使用権資産は以下のものを含む原価で表示されております。

- a. リース負債の当初認識額
- b. リース期間開始又は開始前に生じたリース料
- c. 借手が負担した初期直接費用
- d. 原状回復費用

なお当社グループは、IFRS第16号「リース」が認めている実務上の簡便法として、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

使用権資産は、毎期原価モデルに基づき測定され、リース期間開始日から資産の耐用年数の終了又はリース期間の終了までのいずれか短い期間にわたり減価償却されております。リース負債が再測定された場合、再測定額は使用権資産の調整として認識されております。

(5) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に固有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。将来生じる事象を起因とした営業損失に対する引当金は認識しておりません。

当社グループの引当金には、資産除去債務が含まれております。当該引当金は、賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しております。

(6) 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

有給休暇費用については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

年金 - 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、企業が一定の掛金を別個の事業体（基金）に拠出し、たとえ基金が従業員の当期及び過去の期間の勤務に関連するすべての従業員給付を支払うために十分な資産を保有しない場合でも、企業がさらに掛金を支払うべき法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出金は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。前払の拠出金が、報告日末前の勤務に対する掛金を超過する場合には当該前払が現金の返還又は将来の支払の減少となる範囲で資産として認識されております。

(7) 収益認識

当社グループでは顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは主にAIプラットフォームを用いたソリューションを提供しております。具体的には、AIの技術を活用して生涯価値の高いユーザーの獲得を可能にするソリューションを提供するデジタルマーケティングサービス、ユーザーエンゲージメント、ユーザーターゲットング又はデータサイエンスを行うプラットフォームを基礎としたオンラインサービスの提供を行っております。デジタルマーケティングサービスについては、インターネットユーザーが当社の提供するキャンペーンに対し一定の反応をするにつれて履行義務が充足されるため、その量に基づき契約期間にわたって収益を認識しております。売上原価には、収益を生み出すことに直接関連するコストのみが含まれており、主な内容はサー

ビス提供に伴い外部に支払う費用であります。プラットフォームを基礎としたオンラインサービスの提供については、履行義務が継続して充足されるため、当該オンラインサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。なお、デジタルマーケティングサービスについては、顧客への請求時点まで契約資産として認識し、顧客への請求時に営業債権として認識しております。

当社グループが提供するサービスの履行義務の充足期間は、主に1年以内の契約であり、重大な金融要素は含まれておりません。顧客より契約条件に基づいて前払を受けた場合には、契約負債として認識しております。

(8) 外貨換算

当社グループの連結計算書類を構成する各連結対象会社の財務諸表は、事業を営む主要経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）を用いて測定されております。連結計算書類は、当社グループの機能通貨かつ表示通貨である日本円で表示されております。

外貨建取引と残高

- ① 外貨建取引は、取引日における為替レート又は公正価値評価測定時における為替レートを用いて機能通貨に換算しております。換算又は決済により生じる為替差損益は、発生した期間に純損益として認識しております。
- ② 期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。期末日の再換算により生じる換算差額は純損益として認識しております。
- ③ 外貨で公正価値測定される非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて換算しております。公正価値で計上されている資産および負債の換算差額は、公正価値損益の一部として計上されています。例えば、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産などの非貨幣性資産・負債の換算差額は、公正価値損益の一部として純損益として計上され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産などの非貨幣性資産の換算差額は、その他の包括利益として認識されます。公正価値で測定されない外貨建非貨幣性試算・負債は、当初取引日の為替レートを用いて換算しております。
- ④ 外貨換算による利得及び損失は連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に計上されております。

在外営業活動体の換算

当社グループにおいて表示通貨と異なる機能通貨を有する会社の財政状態及び経営成績は以下のとおり表示通貨に換算されております。

- ① 財政状態計算書の資産及び負債は期末日の為替レートを用いて換算されております。
- ② 損益計算書の収益及び費用は当該期間の平均為替レートを用いて換算されております。
- ③ その結果生じる換算差額は、その他の包括利益に認識され、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配、重要な影響力又は共同支配の喪失を伴う持分の一部処分といった事実が発生した場合、当該換算差額を、処分損益の一部として純損益に振替えております。

在外営業活動体の買収により生じるのれん及び公正価値の調整は、期末日の為替レートで換算されております。

- (9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

会計方針の適用に際して行う判断のうち、連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える事項は以下のとおりであります。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの将来の課税所得が生じる可能性が高い範囲内においてのみ認識しております。繰延税金資産の回収可能性の評価には、将来の予想売上収益成長率及び利益率、利用可能な税額控除、税務計画等の予想を含む、重要な会計上の判断及び経営者の見積りが含まれます。また、法律及び規制の新設、改訂等により、繰延税金資産が大幅に調整される可能性があります。繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。当連結会計年度末時点で繰延税金資産は190,450千円計上されております。

(2) のれん及び無形資産の評価、ソフトウェア開発資産の資産計上（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (2)有形固定資産及びのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法）

当連結会計年度末時点でのれん及び無形資産は9,346,640千円計上されております。

(3) 非金融資産の減損（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (3)非金融資産の減損）

当連結会計年度末時点で非金融資産は12,425,406千円計上されております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
該当事項はありません。
2. 資産から直接控除した損失評価引当金
営業債権 279,954千円
3. 有形固定資産に係る減価償却累計額 538,014千円
4. 保証債務等
該当事項はありません。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	101,511,035	371,181	—	101,882,216

2. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回新株予約権	普通株式	771,570株
第2回新株予約権	普通株式	18,576株
第3回新株予約権	普通株式	45,545株
第4回新株予約権	普通株式	63,881株
第5回新株予約権	普通株式	169,940株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、株主への利益を最大化し資本コストを削減するための最適な資本構成を維持するために、資本を管理しております。

当社グループは、最適な資本構成を維持し対応することを目的として、株主に支払う配当金の調整や、株主への資本還元、新株の発行、負債軽減のための資産売却を実施する可能性があります。

(2) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、市場リスク(為替リスク、金利リスク、価格リスク)、信用リスク、流動性リスクといった様々な財務リスクにさらされております。当社グループの全体的なリスク管理プログラムは、金融市場の予測不可能性に焦点を当て、当社グループの財政状態及び財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えるよう努めております。

財務上のリスク管理は、取締役会にて承認された方針のもとに実施されております。

① 市場リスク

a. 為替変動リスク

当社グループは国際的に事業展開しているため、様々な通貨による取引から生じる為替リスクにさらされております。為替レートの変動リスクは、将来的な営業取引及び評価性資産や負債から生じます。

当社グループの事業は、グループ各社の機能通貨(当社の機能通貨は日本円、当社子会社の機能通貨は主に日本円、米国ドル、台湾ドル)での運営を行っております。そのため、グループ各社の機能通貨と異なる通貨により保有される金融資産及び金融負債については、為替レートの変動による影響を受けます。

b. 価格リスク

当社グループの保有する資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産であり、価格変動リスクにさらされております。当社グループでは、設定した限度額に基づくポートフォリオの分散により、受益証券及び非上場株式への投資から生じる価格変動リスクを管理しております。

c. キャッシュ・フローと金利リスク

当社グループの利益及び営業活動によるキャッシュ・フローは実質的に市場金利の変化から独立しており、銀行預金を除き利息の影響を受ける重要な資産は有しておりません。金利リスクの対象となる当社グループのエクスポージャーは借入金も含まれておりますが、借入金は固定金利であることから、当社グループは利息によるキャッシュ・フローに対するリスクはありません。

② 信用リスク

信用リスクとは、保有する金融商品の相手方もしくは顧客による債務不履行から生じ、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。主な要因は、相手方が合意された条件に基づく営業債権を全額返済できないことによるものであります。

当社グループの債権は大部分が、世界的に有名かつ、優れた信用実績を有する会社であります。最近では重大な不良債権を抱えておらず、当社グループは不良債権に対する引当金の妥当性を常に評価しております。信用評価を行った結果、特に重大な信用リスクはありません。

いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは信用リスクを分散するためすべて信用力の高い様々な金融商品による取引を実施しており、取引の相手方の債務不履行の可能性は低いものと考えております。

③ 流動性リスク

流動性リスクの管理は十分な現金及び現金同等物を維持し、十分な金額の信用及びマーケットポジションを確保することを通して資金を確保することを指しております。当社グループの目的は十分かつ柔軟な資金調達を可能とする十分な与信枠を維持することにあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年12月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額 (千円)	公正価値 (千円)
現金及び現金同等物	6,134,126	6,134,126
定期預金	8,003,738	8,003,738
営業債権	3,726,452	3,726,452
その他の債権	330,808	330,808
その他の金融資産	5,412,317	5,412,317
借入金	600,000	600,000
営業債務	2,435,803	2,435,803
その他の債務	2,546,198	2,546,198

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり決定しています。なお、償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていない金融商品はありませぬ。

(2) 償却原価で測定する金融資産及び金融負債

金融資産(現金及び現金同等物、営業債権、定期預金、その他の債権及び差入保証金)と金融負債(営業債務、借入金及びその他の債務の一部)については短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。また、その他の金融資産に含まれる差入保証金については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

(3) 公正価値で測定する金融資産

受益証券への投資に関連した純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（その他の金融資産）は、市場参加者に広く利用されている評価技法を用いて公正価値を測定しております。当該評価技法において使用されるインプットは、通常市場で観察可能です。

外国企業が発行する株式に関連したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（その他の金融資産）は、類似会社比較法を用いて公正価値を測定しております。この公正価値の測定にあたって、株価売上倍率及び非流動性ディスカウント等の観察可能でないインプットを利用しております。

(4) 公正価値で測定する金融負債

企業結合に伴う条件付取得対価（その他の債務）は、主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を測定しております。この公正価値の測定にあたっては、統合プロセスの完了や財務実績に関連する将来のキャッシュ・アウト・フロー金額等の観察可能でないインプットを利用しております。

3. 金融商品の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値の測定に使用する公正価値の階層は、次の3つに区分されます。

レベル1 — 活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2 — 直接又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3 — 観察不能な価格を含むインプット

インプットが複数ある場合、公正価値の階層のレベルは、重要なインプットのレベルのうち最も低いレベルとしております。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
受益証券				
流動資産				
その他の金融資産	—	4,940,380	—	4,940,380
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
非上場株式				
非流動資産				
その他の金融資産	—	—	147,368	147,368
合計	—	4,940,380	147,368	5,087,748
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
企業結合に伴う条件付取得対価				
流動負債				
その他の債務	—	—	349,363	349,363
合計	—	—	349,363	349,363

収益認識に関する注記

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	千円
顧客との契約による収益	26,418,004

顧客との契約から認識した収益の分解

当社グループは、事業を展開する上で販売状況を地域ごとに管理し、売上収益を管理区分単位である地域別に分解しております。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	千円
北東アジア地域	17,054,578
グレーターチャイナ地域	4,378,248
米国及び欧州地域	4,267,771
東南アジア地域	717,407
合計	26,418,004

地域は以下のように分類しております。

北東アジア地域：日本及び韓国

グレーターチャイナ地域：中国、台湾及び香港

米国及び欧州地域：米国、英国及びフランスを含む欧州

東南アジア地域：その他のアジア太平洋地域（シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、インド、インドネシア及びオーストラリア）

契約残高

当社グループの契約残高のうち、契約資産及び契約負債は連結財政状態計算書に契約資産及び契約負債として表示しております。営業債権は、すべて顧客との契約から生じた債権であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益のうち、契約負債期首残高に含まれている収益は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
	千円
契約負債期首残高に含まれている収益	158,189

企業結合に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	285.53円
2. 基本的1株当たり当期利益	9.85円
3. 希薄化後基本的1株当たり当期利益	9.75円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,000,606	流動負債	627,583
現金及び預金	685,715	短期借入金	600,000
短期貸付金	300,000	未払金	3,337
未収収益	222	未払費用	22,512
前払費用	7,157	未払法人税等	1,200
その他	7,512	その他	534
固定資産	29,780,308	負債の部合計	627,583
投資その他の資産	29,780,308	(純資産の部)	
関係会社株式	29,593,668	株主資本	29,916,440
長期末収入金	186,639	資本金	7,554,524
繰延資産	17,789	資本剰余金	23,379,060
株式交付費	17,789	資本準備金	7,554,524
		その他資本剰余金	15,824,536
		利益剰余金	△1,016,789
		その他利益剰余金	△1,016,789
		繰越利益剰余金	△1,016,789
		自己株式	△355
		新株予約権	254,679
		純資産の部合計	30,171,119
資産の部合計	30,798,702	負債・純資産の部合計	30,798,702

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。以下同様)

損益計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	62,108
売上原価	59,151
売上総利益	2,958
販売費及び一般管理費	268,471
営業損失 (△)	△265,514
営業外収益	6,560
営業外費用	75,373
経常損失 (△)	△334,327
特別利益	10,235
新株予約権戻入益	10,235
税引前当期純損失 (△)	△324,091
法人税、住民税及び事業税	1,200
当期純損失 (△)	△325,291

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2023年1月1日残高	7,535,199	7,535,199	15,824,536	23,359,736	△691,497
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,325	19,325	—	19,325	—
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△325,291
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	19,325	19,325	—	19,325	△325,291
2023年12月31日残高	7,554,524	7,554,524	15,824,536	23,379,060	△1,016,789

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2023年1月1日残高	△246	30,203,192	116,539	30,319,731
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	38,649	—	38,649
当期純損失 (△)	—	△325,291	—	△325,291
自己株式の取得	△110	△110	—	△110
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	138,139	138,139
事業年度中の変動額合計	△110	△286,751	138,139	△148,612
2023年12月31日残高	△355	29,916,440	254,679	30,171,119

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
2. 繰延資産の処理方法
株式交付費は3年間で定額法により償却しております。
3. 収益および費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益は、顧客に移転されるサービスの支配が顧客に移転した時点で、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期貸付金	300,000千円
長期未収入金	186,639千円
未払金	2,356千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	62,108千円
売上原価	26,376千円
営業取引以外の取引による取引高	2,610千円

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数 257株

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (千円) (注2)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Appier Pte. Ltd.	直接 100%	役員の兼任 債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証 (注3)	600,000	—	—
				経営管理料の受取 (注4)	62,108	長期未収入金	186,639
子会社	Appier Japan 株式会社	間接 100%	役員の兼任 資金の援助 出向者の受入 債務被保証	出向者給与等の支払 (注5)	6,979	未払金	572
				利息の受取 銀行借入に対する 債務被保証 (注3)	2,610 600,000	未収収益 —	222 —
子会社	Appier, Inc.	間接 100%	役員の兼任 出向者の受入 債務被保証	出向者給与等の支払 (注5) 銀行借入に対する 債務被保証 (注3)	19,396 300,000	未払金 —	1,783 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を基に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。保証料の支払は行っておりません。

(注4) 経営管理料については、契約書に定められた一定の料率に基づき決定しております。

(注5) 出向者給与等の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「3. 収益および費用の計上基準」に記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	296.14 円
2. 1株当たり当期純損失	3.20 円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

Appier Group株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 穴戸賢市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼杵大樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Appier Group株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、Appier Group株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

Appier Group株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸賢市
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼杵大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Appier Group株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

Appier Group株式会社 監査等委員会
監査等委員 委員長 簡 立峰 (Lee-Feng Chien)
監査等委員 本村 天
監査等委員 尾下 大介
監査等委員 何 經華 (Ching-Hua Ho)

(注) 監査等委員 簡 立峰、本村 天、尾下 大介及び何 經華は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。